

英国政府による金融機関の賞与への課税措置を巡る動き¹

齋田 温子

■ 要 約 ■

1. 英国政府は 2009 年 12 月 9 日に金融機関が従業員に支払う 25,000 ポンド超の 2009 年度賞与に対して 50%の税率で課税すると発表した。課税の対象となるのは、リテール及び投資銀行と銀行グループ（ビルディング・ソサエティーを含む）で、ヘッジファンドやプライベート・エクイティーは対象外とされた。
2. 英国政府は他の欧州諸国にも賞与への課税措置の実施を求めたが、同調したのはフランスのみで、ドイツは金融機関による先の G20 での合意事項に基づく自主規制を重視しており、これまでのところ追随する動きはない。
3. 賞与に課税する英国政府の意図は高額賞与を支給する慣行に歯止めをかけ、自己資本の充実を促すことであるが、ロンドンのシティに拠点を置く主要な金融機関の多くが賞与の減額に後ろ向きとされる。
4. 英国における税制の予測可能性、ひいては制度の安定性の低下への懸念から、一部の人員のみならず、拠点そのものをロンドンからスイスやシンガポールへと移転する動きが加速するのではとの見方もある。

I. 金融機関の 2009 年度賞与に対する英国政府の課税措置

英国政府が打ち出した金融機関の 2009 年度賞与に対する課税措置（pay roll tax）がロンドンの金融機関の間で波紋を呼んでいる。フランス政府は英国政府にいち早く追随したものの、ドイツをはじめ、他の欧州諸国の反応は鈍い。ロンドンのシティでは英国外への移転を含む戦略の見直しを示唆する金融機関もあり、金融センターとしてのロンドンの地位を危ぶむ声も聞かれる。

1. 英国政府の措置の概要

英国財務省は 2009 年 12 月 9 日に発表した 2009 年予算編成案（プレ・バジェット・レポート）

¹ 本稿は 2010 年 1 月 8 日までの情報をもとに作成した。

ト)の中で、2009年の課税年度が終了する2010年4月5日までに銀行(ビルディング・ソサエティーを含む)が従業員に対して25,000ポンドを超える賞与を支払う場合、支給方法に関わらず、銀行から50%の税率で税金を徴収する方針を明らかにした²。この措置は2010年予算法案に盛り込まれる。

賞与への課税措置には、金融機関が英国の中間的所得水準(at the level of median earnings in the UK)とされる25,000ポンドを超える、いわゆる高額な変動賞与(discretionary bonuses)を支給する慣行に歯止めをかけ、自己資本の充実を促す狙いがあると予算編成案は説明している。また賞与への課税は、2010年6月までに予定されている総選挙を控え、ブラウン首相率いる労働党による金融機関に対するネガティブな世論を味方につける選挙対策の一つであるとの指摘もある³。

英国銀行協会(BBA)のナイト会長は2009年12月9日に賞与への課税に関して、英国の銀行はすでにG20での合意に沿って賞与の大半を繰り延べし、株式で支給する自主規制案に合意しているとした上で、金融セクターの報酬改革は国際協調的な合意のもとでのみ成功するものであり、英国政府の決定はビジネス拠点としてのロンドンの魅力を大幅に低下させると反発している⁴。またナイト会長は会員への2010年の年頭のメッセージで、過去に英国の複数の産業が不適切な課税や規制、国際的な競争力をそぐような措置により衰退したように、銀行業界も同じ道を辿ることになりかねないと英国政府の課税措置を批判している⁵。

2. 課税措置の適用対象

予算編成案の発表に伴い、英国歳入税関庁は賞与への課税措置について説明する文書⁶を公表した。これによると対象となる金融機関は「銀行、銀行グループに属する金融部門と持ち株会社、ビルディング・ソサエティー、ビルディング・ソサエティーグループに属する金融部門と持ち株会社、及び外資系銀行の英国支店」とされていた。しかしその後、国内金融機関から定義の明確化を求める声が相次いだため、歳入税関庁は2009年12月20日に定義を修正し、株式ブローカー、資産運用会社及び保険会社は対象外とした。従って課税対象となる金融機関はビルディング・ソサエティーを含むリテール銀行及び投資銀行と銀行グループのみとなった。

その後、更に課税対象者の範囲が明確化され、銀行グループに所属する非金融保険サービス(nonfinancial insurance services)もしくは外部投資家向けの集団投資スキーム(collective investment schemes for external investors)を提供している従業員、及び銀行グループに属しているものの、貸し出し業務や自己勘定取引に携わっていないヘッジファンドやプライベート

² なお支払われる税金は当該銀行の課税収益の計算上、控除の対象とはならない。

³ “U.K. Banks Seek Clarity on Bonus Tax”, *WSJ.com*, 12/28/2009

⁴ BBA (英国銀行協会) “BBA statement on Pre-Budget report”, 12/9/2009

⁵ BBA “2010: A knife edge year”, 1/5/2009

⁶ HM Revenue & Customs (英国歳入税関庁) “Bank Payroll Tax”, 12/9/2009

ート・エクイティーが対象外とされた。なお2009年度の英国内の滞在日数が60日未満の従業員も対象外となっている。

法案提出に向けて、歳入税関庁は必要に応じガイダンスを発表していくとしている。

Ⅱ. フランスは英国に追随、ドイツは同調せず

英国のブラウン首相とフランスのサルコジ大統領は、2009年12月9日付のウォール・ストリート・ジャーナル紙に共同文書⁷を寄稿し、賞与への課税は欧米各国が足並みを揃えて実施すべき優先課題であるとの見解を示した。フランス政府は実施の意向を示した。しかしドイツ政府は金融機関による自主規制を重視しており、これまでのところ追随する動きはない⁸。

1. 英国政府の決定に足並みを揃えたフランス政府

フランスのサルコジ大統領は賞与への課税は英国とフランスで同時に実施されなければ機能しないとして、2009年12月11日に賞与に課税することを明らかにした。

対象となる賞与の水準、税率、課税対象者等に関する憶測が飛び交う中、2009年12月16日にラガルド財務相は、2010年1月の関連法案の提出までに詳細を決定するとした上で、対象となる賞与の水準は27,500ユーロ超、税率は50%で英国とほぼ同様の内容とする方針を明らかにした。他方、課税対象者については、フランス国内の銀行及び外資系銀行のフランス拠点で働く従業員の中で、銀行のリスク・エクスポージャーに影響を及ぼす可能性のある金融商品の取引業務に携わるトレーダー（market operator）であり、英国よりも範囲は狭い。フランス財務省は国内で働く2,000～3,000人の行員が対象となると見ている。ちなみに英国財務省は英国での課税措置の対象者数を20,000～30,000人と推計していることから、フランスはその10分の1程度である⁹。なお税収は預金保険基金の財源に充てるとされている。

フランス銀行協会（FBF）はフランスの銀行はすでに2009年初に賞与を制限する自主規制ルール¹⁰に合意していると述べ、新たな税金の導入を批判した。FBFはフランスでは報酬にかかる税率が英国よりも高率にもかかわらず、賞与に英国と同率の税率で課税すれば、金融センターとしてのパリの競争力の更なる低下は避けがたいと懸念を示している。

2. ドイツ政府は課税ではなく金融機関による自主規制を重視

ドイツのメルケル首相は「ロンドンのシティへの措置としては非常に魅力的なアイデア」と述べ、今回の英国政府の決定を評価した。しかしドイツ国内での同様な措置の実施に関

⁷ “For global finance, global regulation, Proposals that deserve consideration include taxes on financial transactions and 2009 bank bonuses” *WSJ.com*, 12/9/2009

⁸ 2010年1月7日時点。

⁹ “French government backs bonus windfall tax”, *FT.com*, 12/16/2009

¹⁰ 2009年11月6日付のフランス銀行協会（FBF）のプレスリリース。

しては、基本法における租税の公平性の原則に反するとの理由から見送る方針である。

ドイツではキリスト教民主社会同盟と自由党の連立与党が課税に強く反発しているほか、連邦財務省及びドイツ連邦銀行も賞与への課税には否定的である。ショイブレ連邦財務相は金融機関の報酬慣行には何らかの対応策が必要ではあるが、金融機関の自主的な貢献により、政府介入の必要性は低下すると述べ、2009年9月のG20サミットでの合意事項を2010年の法制化を待たずに、自主的に1年前倒して実施するよう金融機関に要請した。またドイツ連邦銀行のヴェーバー総裁も「報酬慣行に関して社会的な合意を得るための最低限の貢献」として、金融機関に自主規制の即時実施を促した¹¹。これを受けて、ドイツ国内の大手銀行と大手保険会社の計14社¹²は2009年12月10日にG20の合意事項に沿って、報酬構造を金融機関の長期的な業績とこれまで以上に整合的にし、業務上のリスクをより考慮することなどを内容とする、報酬に関する自主規制ルールに合意した¹³。

なおドイツでは今回の金融危機で政府の支援を受けた金融機関の役員報酬の上限を50万ユーロに制限する法律が2008年10月に施行されており、2009年1月にドイツ政府が25%の株式を取得したコメルツ銀行やウェストLB等の一部の州立銀行が報酬制限の対象となっている¹⁴。

III. 金融機関の反応

英国政府の意図に対して、ロンドンに拠点を置く金融機関の多くが賞与の減額には消極的であり、課税により生じる負担を処理するための対策を検討しているとされる。またパークレーズ・キャピタルのダイヤモンドCEOが「金融資本と人的資本は極度に流動的である」¹⁵と述べているように、今回の時限的な措置を機に、英国外への移転を検討する動きも出始めている。

1. ドイツ銀行は賞与の「グローバル化」を検討

ドイツ銀行のアクカーマンCEOはFT紙とのインタビューで、賞与はスキルのある人材に対する需要と供給のバランスで決定するものであり、金融機関の賞与の決定に政府は介入すべきでないとの見解を示した。その上で「仮に（課税により生じる費用の）一部を賞与の予算枠から捻出するのであれば、それをグローバル化する方法を検討するだろう」と述べ、ロンドン拠点の従業員の賞与を減額せずに、英国で発生する税金をドイツ銀行のグローバルな賞与予算枠において処理する方針を示した¹⁶。ただし、最終的な決断は、他の

¹¹ 2009年12月10日付のハンデルスブラット紙の記事。

¹² 銀行は、ドイツ銀行、コメルツ銀行、ヒュポ・フェラインス銀行（HVB）、DZ銀行と州立銀行7行、保険会社はアリアンツ、タランクス、ミュンヘン再保険。

¹³ IFD (Initiative Finanzstandort Deutschland) の2009年12月11日付のプレスリリース
(http://www.finanzstandort.de/documents/5000/091211_IFD_PM_Initiatorentreffen_2009_FINAL_2.pdf)

¹⁴ 2008年10月に成立した金融市場安定化基金法施行指令5条。

¹⁵ “Banking: City limits” *FT.com*, 12/13/2009

¹⁶ “FT interview transcript: Josef Ackermann”, “Deutsche Bank to ‘globalise’ bonus pain” *FT.com*, 12/17/2009

金融機関の動向や、従業員及び株主にどの程度の負担が生じるかを見極めた上で行うとしている。ロンドンに拠点を置く大手金融機関の多くはスキルのある人材の流出を懸念しており、賞与を減額せずに、ドイツ銀行の示した方針かもしくは課税により生じる費用を賞与の予算枠以外から捻出し、最終的に株主に負担を転嫁するなどの方法をとると見られている¹⁷。

2. JP モルガンは新たな欧州本社機能への移転計画の凍結を検討

2009年12月29日にFT紙は、JP モルガンは英国政府の決定を受けて、2008年終盤にロンドンのカナリーワープに完成した欧州本社機能への移転計画の凍結を検討していると報じた¹⁸。またFT紙はJP モルガン関係者の中には為替、金利、コモディティー等の取引部門はニューヨーク、スイスもしくはシンガポールでも人材の確保は可能という、ロンドンからの人材流出を示唆する見解もあると報じている。

3. ブローカー大手プレボンは従業員に英国外への転居を打診

インター・ブローカー・ディーラー大手のプレボン (Tullet Prebon) は、2009年12月11日にロンドンのブローカー部門の全てのスタッフに英国からの転居に資金面での支援を行うと提案した。同社の約700名のブローカーにとって、ロンドンで培ってきた顧客との関係を考えると英国外への転居は難しいとの指摘もあるが、多くのスタッフが英国における税制度の不透明感が増したと感じており、税制度がより予測可能なビジネス拠点への移転に関心を示しているとプレボンは説明している¹⁹。スタッフの転居先としては、個人所得税及び法人税が相対的に低いシンガポールや、小規模ではあるが伝統あるライバル会社が拠点を置くチューリヒ等のスイスの都市が挙げられている。

IV. おわりに：金融センターとしてのロンドンの競争力

英国政府が決定した賞与に課税する時限措置は金融センターとしてのロンドンの地位を巡る議論へと発展している。

ドイツ銀行のアクカーマン CEO は、グローバル化の観点からすれば、他の金融センターの重要性が高まっているのは確かだが、金融センターの競争力を決めるのは短期的な税制の変更という一要素だけではなく、インフラ、人材の確保、治安や子女の教育等の住環境、事業をサポートしてくれる法律事務所や会計事務所の存在など様々な要素があり、これらを勘案すればロンドンのグローバルな金融センターとしての地位は揺るがないと競争力低下を否定した²⁰。

¹⁷ “Banks ponder globalizing their U.K. bonus pain” *WSJ.com*, 12/22/2009

¹⁸ “JP Morgan London plans in doubt” *FT.com*, 12/29/2009

¹⁹ “Tullet Prebon offers staff relocation” *FT.com*, 12/15/2009

²⁰ 前掲注 12 参照。

しかしながら前述のプレボンや JP モルガンのように、英国における税制の予測可能性、ひいては制度の安定性の低下に対する懸念から、ロンドンから他国への人材の流出や金融機関の拠点そのものの国外移転が加速するとの見方も根強い。

他方、英国内で賞与への課税を巡る議論が盛り上がる中、ロシア政府が金融機関に対して賞与に対する柔軟な規制と低い税率を約束し、国際的な金融センターを目指す意向を示すなど²¹、国外からは金融センターを巡るグローバルな競争激化を暗示する動きも出始めている。

²¹ “Russia seeks advantage from tough global mkt rules” *Forbes.com*, 12/16/2009